令和７年（フ）第３１６４号
愛知県半田市大池町４丁目27番地の98、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字植大字植中根28番地１　ＳｕｎＳｏｌｅｉｌ21―501号
破産者　加治屋　徹
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７号
愛知県津島市中一色町市場84番地２
破産者　榊原　直明
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６２８号
愛知県刈谷市板倉町３丁目９番地20
破産者　久保田愁真
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６０５３号
大阪府三島郡島本町広瀬３丁目13番30号　門之内マンション210号、開始決定時大阪府三島郡島本町広瀬５丁目５番16号
破産者　久保田雅喜
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９３８号
堺市中区深井水池町2835番地11　ベーレン水賀池406号、前住所神戸市灘区赤坂通６丁目５－９（前前住所）大阪府交野市星田１丁目２番８号
破産者　水金　裕介
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０８号
岡山市南区片岡1198番地、旧住所岡山県玉野市八浜町八浜1095番地１
破産者　原崎　義和
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８１号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2919番地１　シャルール103号、前住所熊本県玉名市岱明町山下182番地７
破産者　古家　昂誠
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和７年（フ）第１３９号
釧路市愛国東４丁目12番７号　有料老人ホームぽかぽか
破産者　川越　勝仁（法定代理人保佐人佐藤圭）
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９号
北海道河西郡芽室町東６条５丁目３番地１　地共H11　202
破産者　牧野　　学
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第２４７号
福岡県宗像市陵厳寺１丁目９番16　ベルコロレ６Ｄ－103、開始決定上の住所青森市大字大野字若宮36番地４
破産者　竹内　志洋
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１２９号
仙台市太白区西中田７丁目27番10号　アゼイリアヒル301、開始決定時の住所宮城県柴田郡大河原町字旭町46番地
破産者　村井　裕公
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第１４１５号
横浜市青葉区たちばな台２丁目４番地62　第２たちばな台ガーデン203、開始決定時の住所横浜市都筑区すみれが丘33番地18
破産者　三村　俊明
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５４６号
神奈川県小田原市扇町３丁目27番35号
破産者　峯岸　典彦
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７１３号
神奈川県平塚市御殿３丁目３番21号
破産者　土岐　　肇
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３２号
静岡市清水区由比今宿190番地
破産者　古牧　淳也
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１４０号
京都府京田辺市河原神谷66番地　19棟305、破産手続開始決定時の住所京都府京田辺市草内犬伏６番地
破産者　奥西　克旨
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係